

職務発明等の学内審査ガイド・時期に関する基準

【学内審査ガイド】

- ①職務発明等と認められること。
- ②特許性(新規性・進歩性)があること。
- ③経済性(市場・起業化の可能性・ライセンスの可能性)があること、もしくは、大学の経営戦略に沿ったものであること。
- ④発明者等の研究戦略・意向に沿ったものであること、もしくは、第三者(他大学、公設試、企業等に所属する者)と共同でなされた職務発明等の場合、第三者の意向に沿ったものであること。
- ⑤企業との共同研究契約(資金自己負担型の共同研究契約を除く。)が成立していること、もしくは、その具体的な見込みがあること。
- ⑥企業とのライセンス契約(技術移転機関とのライセンス契約を除く。)が成立していること、もしくは、その具体的な見込みがあること。
- ⑦外部資金の導入の直接的なきっかけとなっていること。
- ⑧人類・地域にとって文化上・産業上の貢献が大きいこと。
- ⑨費用の全部又は大部分について外部機関(例えば、科学技術振興機構(JST)や企業)による費用支援を受けられること。

【学内審査時期と上記ガイドの適用】

1. **職務発明等届出時**: 上記ガイドの①～④のすべてに該当する場合、届出のあった職務発明等を大学帰属とし、原則として大学の費用により国内出願する。
2. **出願審査請求^(注1)時(特許出願後 2 年半～3 年の間)**: 上記ガイドの②～④のすべてに該当し、かつ、⑤～⑨のいずれかに該当する場合、原則として大学の費用により審査請求を行い、特許権を取得する。
3. **特許成立後3年後の年金納付手続き^(注2)時**: 上記ガイドの②～④のすべておよび⑤～⑨のいずれかに該当する場合、あるいは発明者が発明者の大学費用による権利維持を望む場合、3年分の年金納付を行い、特許権を維持する。
4. **特許成立後6年後の年金納付手続き時**: 発明者が発明者の大学費用による権利維持を望む場合、特許権を維持する。
5. **外国出願時(国内出願(優先権主張出願^(注3)の場合は、その最先の出願)の日～6 月の間)**: 上記ガイドの②～④、⑨のすべてに該当し、かつ、⑤～⑧のいずれかに該当する場合、外国出願を行う。

(注 1) **出願審査請求**: 特許出願について、実体審査に着手してほしい旨を特許庁に請求する行為。出願の日から 3 年以内にしなければならず、この期間内に出願審査請求を行わなければ、その特許出願は取り下げたものとみなされ、権利を取得することはできない。

(注 2) **年金納付**: 取得済みの特許権を維持するために、決められた期間内に所定の特許料を納める行為。特許権の取得後、3 年を経過した後に毎年分の年金納付が必要であり、年金納付を行わなければ、その特許権は消滅する。

(注 3) **優先権主張出願**: 基本発明の特許出願(先の出願)後に改良発明を成したとき、それらを一体として保護するために行う出し直し出願。先の出願から1年以内に行う必要がある。

(注4) **本基準に拠らない例外的取扱い 1**: 発明届等により職務発明等であることが認定された権利については、

大学の承継・非承継の判断によらず、発明者等が発明者の大学費用の充当による権利化・維持を望む場合には、大学はその権利を承継・維持する。

(注5)本基準に拠らない例外的取扱い2：本学は、産業上の利用性、収益性、教育・研究への貢献、地域・社会への貢献、並びに権利化、維持等に要する費用を総合的に勘案し、本基準に拠らず当該知的財産を権利化・維持することがある。

※1 なお、上記基準は特許法に規定する「発明」の他、知的財産法に規定する各種知的財産（実用新案法に規定する考案等）についても準用する。

※2 この学内審査ガイド・時期に関する基準は、平成26年4月1日から適用する。